

技術者等の配置例

後工事 (現職) 既契約工事		主任(監理)技術者			現場代理人
		専任配置工事	専任配置工事外		
		請負代金額 2,500万円以上	請負代金額 500万円以上 2,500万円未満	請負代金額 500万円未満	
営業所の 専任技術者	Aさん	× (不可)	△ (営業所と同一市町内の 工事に限り2件まで 可)	△ (営業所と同一市町内の 工事に限り2件まで 可)	× (不可)
専任の主任 (監理)技術 者	Bさん	△ (既契約工事と同一工 事のみ可)	△ (既契約工事と同一工 事のみ可)	△ (既契約工事と同一工 事のみ可)	△ (既契約工事と同一工 事のみ可)
非専任の 主任技術者	Cさん	△ (既契約工事と同一工 事のみ可)	○ (既契約工事以外に2 件まで可)	○ (可)	△ (既契約工事と同一工 事又は現場代理人の 兼務が可能な工事(廿 日市市内で2,500万円 未満の工事)1件まで 可)
現場代理人 (請負代金額 2,500万円以上の 工事)	Dさん	△ (既契約工事と同一工 事のみ可)	△ (既契約工事と同一工 事のみ可)	△ (既契約工事と同一工 事のみ可)	△ (既契約工事と同一工 事のみ可)
現場代理人 (請負代金額 2,500万円未満の 工事)	Eさん	△ (既契約工事と同一工 事のみ可)	△ (既契約工事と同一工 事又は現場代理人の 兼務が可能な工事(廿 日市市内で2,500万円 未満の工事)1件まで 可)	△ (既契約工事と同一工 事又は現場代理人の 兼務が可能な工事(廿 日市市内で2,500万円 未満の工事)1件まで 可)	△ (既契約工事と同一工 事又は廿日市市内で 2,500万円未満の工事 1件まで可)

※建築一式工事においては、請負代金額2,500万円を5,000万円に、500万円を1,500万円に読み替える。